
藤沢市国土強靱化地域計画

令和4年3月 策定

令和7年3月 改定

藤沢市

目 次

第1章 総論	1
第1節 改定の趣旨.....	1
第2節 地域計画の位置付け	2
第3節 計画の体系.....	3
第4節 計画期間.....	3
第2章 基本的な考え方	4
第1節 想定する災害.....	4
第2節 基本目標の設定	7
第3節 事前に備えるべき目標の設定	7
第4節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	8
第5節 施策の設定.....	10
第3章 リスクに対応する施策の展開.....	13
施策 柱1 防災知識の普及啓発.....	13
施策 柱2 住宅等の耐震化.....	13
施策 柱3 地域防災力の向上.....	14
施策 柱4 緊急情報の伝達.....	14
施策 柱5 避難対策の強化.....	15
施策 柱6 防災資機材の増強.....	15
施策 柱7 自然災害（津波、風水害）への備え	16
施策 柱8 拠点施設の再整備.....	16
施策 柱9 防災都市づくり.....	17
施策 柱10 迅速な復旧・復興.....	18
第4章 推進体制及び進捗管理.....	19
第1節 推進体制.....	19
第2節 進捗管理.....	19

第1章 総論

第1節 改定の趣旨

平成23年の東日本大震災など、我が国は度々、大規模な自然災害に見舞われてきました。災害の都度、甚大な被害を受け、長期間をかけて復旧復興を図るといった事後対策が繰り返されてきましたが、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていく必要があります。

国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行するとともに、平成26年6月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を定めました。本市においては、基本法第13条に「市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を、国土強靱化に係る市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされており、また、SDGs（※）では、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」等複数のゴールにおいて災害による被害の軽減や災害に対する強靱性及び適応能力の強化等についての目標が掲げられていることから、令和4年3月に藤沢市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

策定から3年が経過し、この間の防災施策を振り返るとともに、令和6年能登半島地震の発生や南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえ、それらの教訓や最新の知見等を反映させ、一層の実効性を伴うよう地域の強靱化に資する施策・事業等を再編し、地域計画を改定していく必要があります。

また、地域の強靱化は本来、行政だけでなく市民、事業者等多様な主体とのパートナーシップにより検討していくものですが、広く認知されていない状況を踏まえ、分かりやすく親しみやすいデザインの採用やスリム化により、多くの市民や事業者に一層の浸透を図ることが重要です。

このようなことから、この度、藤沢市地域防災計画、藤沢市地域防災対策アクションプラン等防災分野の諸計画との関係を整理しながら、令和5年に改定された基本計画を踏まえ、令和10年度までの計画期間とするよう、本計画を改定するものです。

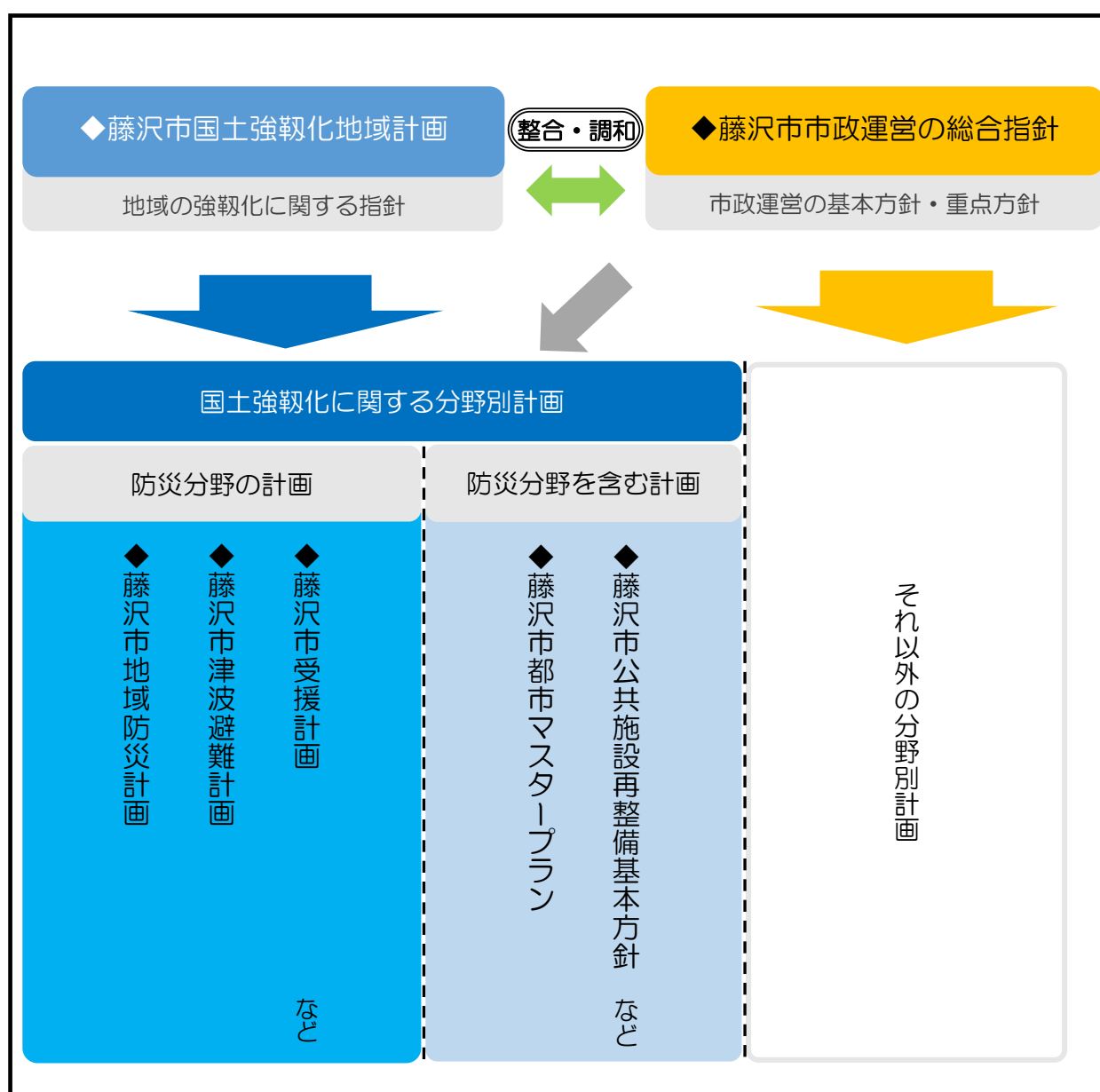


※SDGs…Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）。平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。人類が今後も地球上に住み、繁栄していくための環境・経済・社会に関する17の目標から構成されています。本市においても、令和3年10月に「藤沢市SDGs共創指針」を策定し、SDGsの推進に取り組んでいます。

第2節 地域計画の位置付け

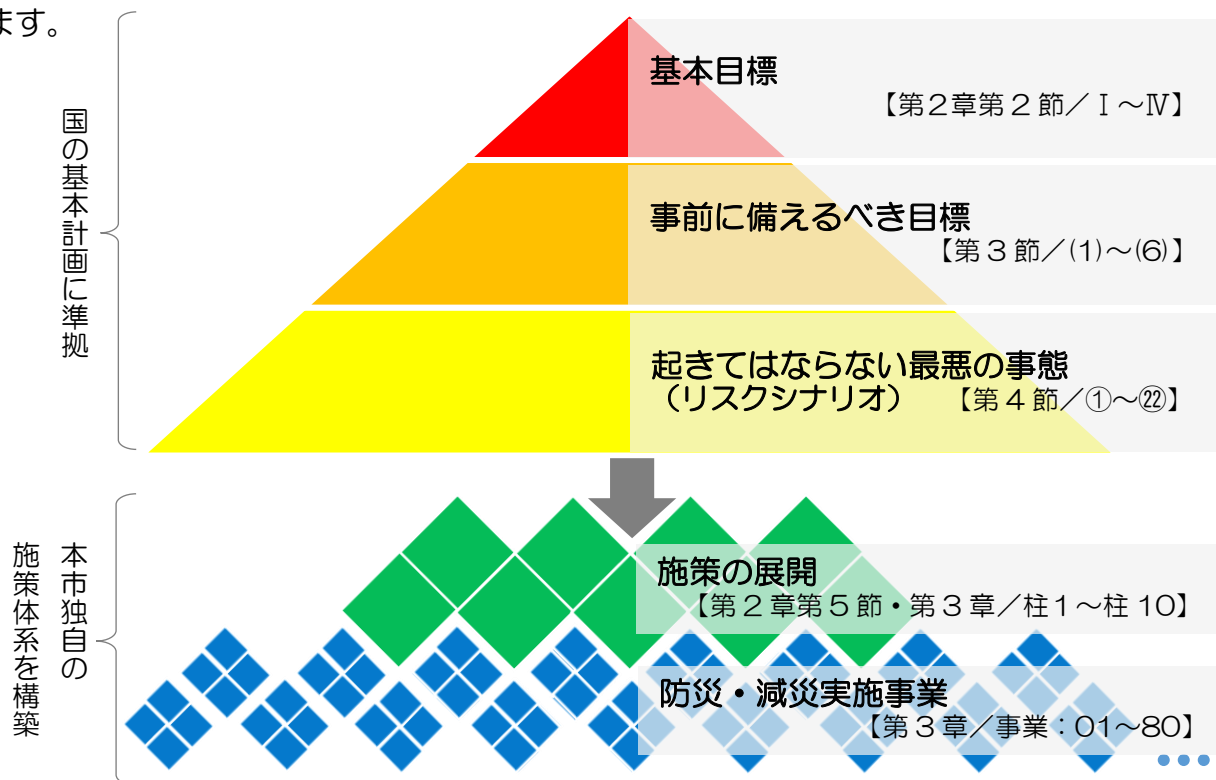
本計画は、基本法第13条に基づいて本市が策定する地域計画であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。そのため、市政の基本方針である藤沢市市政運営の総合指針（以下「総合指針」という。）と整合・調和を図るとともに、藤沢市地域防災計画や、その実施計画となる藤沢市地域防災対策アクションプランとの関係を整理しながら改定するものです。

本計画の対象区域は、藤沢市域を基本とし、本市が主体となり取組を進める事項を中心に扱うものとします。



第3節 計画の体系

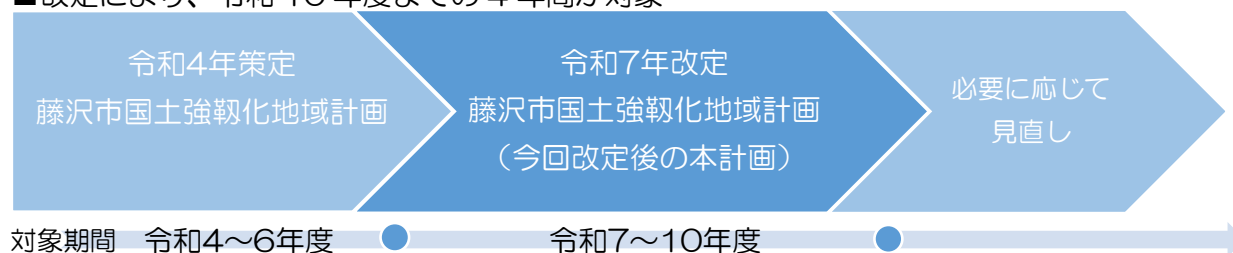
本計画においては、持続可能で強靱な地域と質の高いインフラの整備といった、「強さ」「しなやかさ」を持った安全・安心な社会の実現に向け、基本計画に定める「基本目標」、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に準拠しながら、本市の特性に応じた独自の施策体系を構築し、防災・減災実施事業を位置付けます。



第4節 計画期間

改定前の本計画が対象とする期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間でした。今回の改定により、本計画が対象とする期間は、総合指針の対象期間に合わせ、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。ただし、計画期間中であっても、総合指針の改定、関係法令の改正、基本計画の見直し、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

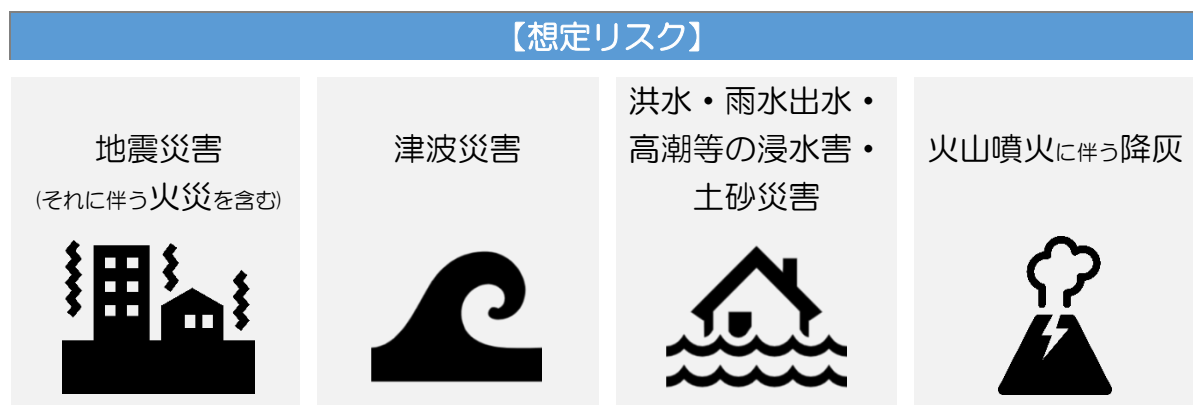
■改定により、令和10年度までの4年間が対象



第2章 基本的な考え方

第1節 想定する災害

あらゆる大規模自然災害に備えるという国土強靱化の趣旨を踏まえて、次の自然災害を想定リスクとします。



…などの自然災害全般

1 地震災害

本市では、神奈川県（以下「県」という。）が平成25年度から平成26年度に行った「神奈川県地震被害想定調査」の調査結果から、本市に直接大きな影響を与える地震として、「大正型関東地震」を想定しています。

想 定 地 震	大正型関東地震
震 源 域	相模トラフ
規 模	マグニチュード 8.2
本市における震度	6 弱～7
過去の活動状況	1703 年 元禄地震 1923 年 関東大震災の地震

2 津波災害

県は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、県沿岸に最大クラスの津波をもたらすとされる5つの地震（相模トラフ沿いの海溝型の地震、慶長型の地震など）の津波浸水予測図に基づき、「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう、最も厳しい条件を想定した新たな津波浸水想定図を平成27年3月に公表しました。

また、津波避難体制を整備するにあたっての最大クラスの想定津波としては、この「津

波浸水想定」をもとに、本市沿岸における最大クラスの津波となる「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」を想定しています。

想定地震	相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）
震源域	相模トラフ
規模	マグニチュード 8.7
震度	神奈川県内で震度 7
本市への第 1 波の到達時間	6 分
最大津波高さ	11.5m（到達時間 12 分） <湘南港海岸>
最大浸水面積	4.7km ²
特徴	発生後 40 分後くらいまでに繰り返し押し寄せます。 20 分後以降は、高さ 2m 前後の津波です。

この津波の市沿岸での最大津波高さと最大津波到達時間が示されているのは、湘南港海岸、片瀬漁港海岸、藤沢海岸の 3 地点で、それぞれ次のとおりです。

地域	最大津波高さ	最大津波到達時間
湘南港海岸	11.5 m	12 分
片瀬漁港海岸	7.9 m	11 分
藤沢海岸※	8.8 m	8 分

※藤沢海岸…茅ヶ崎市境から片瀬漁港海岸西側まで（平成 27 年 3 月神奈川県津波浸水予測図より）

県は、令和 3 年 3 月に本市の津波浸水想定区域を津波災害警戒区域に指定しました。本市では、そのエリアの津波ハザードマップを作成し、公表しています。

3 洪水災害

県は、水防法による水位周知河川（小出川、目久尻川、境川、柏尾川、引地川、蓼川）に対し、想定し得る最大規模の降雨として、河川に応じて 354mm～632mm の 24 時間総雨量を想定し、洪水浸水想定区域を指定しています。

本市では、上記の県指定の洪水浸水想定区域に、市管理河川である小糸川、不動川、打戻川、滝川、白旗川、一色川の洪水浸水想定区域を加え、大雨による増水で堤防を越えたり決壊等が起き、水があふれた場合に想定される浸水範囲とその浸水の程度等を示した洪水ハザードマップを作成し、公表しています。

4 高潮災害

県は、水防法の規定に基づき、相模灘沿岸における高潮浸水想定区域を指定・公表しています。高潮浸水想定区域とは、相模灘沿岸における想定し得る最大規模の高潮によ

り浸水する区域について、浸水の深さ（浸水深）、浸水が継続する時間（浸水継続時間）等を明らかにしたものです。

本市の高潮浸水想定（令和3年8月時点）

最大浸水深	浸水面積	浸水継続時間（最大値）
3.0 m	2.0 ㎩	73 時間

5 土砂災害

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、本市（市境含む）において、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）等を指定しています。

本市では、県の指定に基づき、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示した土砂災害ハザードマップを作成し、公表しています。

本市の土砂災害警戒区域等の指定（令和6年3月時点）

地域	土砂災害警戒区域 （イエローゾーン）	土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン）
藤沢市内	168 区域	158 区域
綾瀬市境	2 区域	2 区域
横浜市境	2 区域	0 区域
鎌倉市境	14 区域	14 区域
茅ヶ崎市境	3 区域	3 区域
計	189 区域	177 区域

6 火山噴火に伴う降灰

火山の降灰は、火山が噴火し、マグマなどが細かく砕けて火山灰となって降る現象です。火山灰が直接の原因となって人が死ぬようなことはありませんが、呼吸器系の障がいを引き起こすほか、大量に降り積もると家屋を押しつぶすことがあります。また、降灰により雨水が地面にしみ込みにくくなり、勢いを増した雨水が斜面を削って土砂や岩を取り込んで降灰後土石流が発生することがあります。

富士山火山防災対策協議会が策定した富士山火山避難基本計画では、本市で想定されるような降灰については、家屋の屋根への降灰により、その重みで家屋倒壊のリスクが高まった場合には、近隣の堅牢な建物内への避難を実施することとされています。

第2節 基本目標の設定

自然災害発生時は人命の保護が最優先事項となります。また、国土強靱化の本質が強さとしなやかさであることから、被害の最小化に向けた強さを備え、さらには被災後の迅速な復旧復興をめざした、しなやかさも備えることが重要です。

以上を踏まえ、本市の強靱化を推進するに当たり、基本計画に掲げられた基本目標及び地方自治体としての役割等を踏まえ、次の4つの「基本目標」を設定します。なお、本計画において設定する基本目標は、基本計画に準拠しています。

本計画の基本目標

- I 人命被害を限りなく減らし、風水害からの逃げ遅れをゼロにすること
- II 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

第3節 事前に備えるべき目標の設定

基本目標の実現に向け、基本計画を踏まえ、様々な自然災害を想定して、達成すべき、より具体的な目標として、次の6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

事前に備えるべき目標

- (1)  あらゆる自然災害に対し、**直接死**を最大限防ぐ
- (2)  迅速な救助・救急、避難生活の環境改善により、**関連死**を最大限防ぐ
- (3)  必要不可欠な**行政機能**は確保する
- (4)  **経済活動**を機能不全に陥らせない
- (5)  通信、交通、エネルギー等**ライフライン**の被害を最小化し、早期に復旧する
- (6)  社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で**復旧・復興**できる条件を整備する

第4節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

4つの「基本目標」と6つの「事前に備えるべき目標」をもとに、基本計画で示された「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」のうち、本市の地域特性等を考慮し、次に掲げる22のリスクシナリオを抽出・補正の上、設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		
	①	大規模地震に伴う、建物倒壊による多数の死傷者の発生
	②	大規模地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	③	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	④	突発的又は広域的な土砂災害・洪水・高潮等に伴う多数の死傷者の発生
	⑤	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救援活動等の絶対的不足
	⑥	医療・福祉施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	⑦	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	⑧	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
	⑨	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	⑩	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	⑪	地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	⑫	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下
	⑬	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民活動への甚大な影響

	⑭	災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	⑮	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、都市ガス・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
	⑯	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	⑰	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	⑱	復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
	⑲	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	⑳	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	㉑	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	㉒	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

第5節 施策の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に陥らないため、次の柱1から柱10まで、10の分野に係る施策を設定し、リスクシナリオを回避するための実施事業を位置付けます。

	施策	実施事業
柱 1	防災知識の普及啓発 対応するリスクシナリオ ①②③④⑥⑦⑧	01 ふじさわ防災ナビ（小冊子）改定事業 02 ハザードマップの更新及び増刷 03 応急手当普及啓発推進事業 04 学校における防災教育の推進
柱 2	住宅等の耐震化 対応するリスクシナリオ ①③⑦⑪⑫	05 危険ブロック塀等安全対策工事費補助事業 06 家具転倒防止対策事業 07 建築物等防災対策事業 08 市営住宅環境整備事業
柱 3	地域防災力の向上 対応するリスクシナリオ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑩⑬⑭⑮⑯	09 災害時のボランティアの募集 10 自主防災組織資機材等購入費補助 11 指定防災井戸設置補助 12 地震体験車等の訓練での活用 13 地域防犯活動の推進 14 近隣・街区公園新設事業 15 消防団充実強化推進事業
柱 4	緊急情報の伝達 対応するリスクシナリオ ①②③④⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑭	16 緊急情報取得手段の普及啓発 17 情報配信設備等整備 18 インフラ損傷時を想定した通信回線の確保 19 SNS緊急速報情報サービスの運用 20 消防通信指令体制の強化
柱 5	避難対策の強化 対応するリスクシナリオ ①②③④⑥⑦⑧⑨⑩	21 個別避難計画の作成 22 避難所等の環境改善 23 高齢者施設等防災・減災対策推進事業 24 藤沢市立地適正化計画による安全・安心な居住環境づくりの推進

	施策	実施事業
柱 6	防災資機材の増強 対応するリスクシナリオ ①②③④⑤⑦⑧⑩⑬⑮⑯	25 防災備蓄資機材の充実 26 マンホールトイレの整備 27 災害対策用ろ水機点検修繕 28 耐震性飲料用貯水槽整備事業 29 防災備蓄倉庫の整備 30 大規模震災及び特殊災害対策強化事業 31 消防救助資機材等整備事業 32 消防無線等管理事業 33 消防自動車等整備事業
柱 7	自然災害（津波、風水害）への備え 対応するリスクシナリオ ①③④⑤⑦⑪⑯	34 津波避難施設の整備 35 急傾斜地防災事業 36 公園改修事業（法面对策） 37 市有山林の法面对策事業 38 健康と文化の森地区浸水対策事業 39 一色川の河川改修事業 40 浸水対策施設整備及び被害最小化に向けた取組
柱 8	拠点施設の再整備 対応するリスクシナリオ ①②③④⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑬⑳	41 防災広場及び備蓄拠点整備事業 42 生活・文化拠点再整備事業 43 片瀬山市民の家再整備事業 44 鵜沼市民センター等再整備事業 45 村岡公民館の再整備 46 消防庁舎等の整備 47 消防庁舎等の維持管理 48 学校施設維持保全事業 49 学校施設再整備事業 50 学校施設環境整備事業 51 鵜沼中学校再整備事業 52 辻堂小学校再整備事業

	施策	実施事業
柱 9	防災都市づくり 対応するリスクシナリオ ①②③④⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬ ⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒	53 帰宅困難者対策 54 文化財の保護 55 保育所等整備事業 56 一般廃棄物処理施設整備事業 57 環境事業センター災害廃棄物収集事業 58 商工会議所との協働により実施する事業継続力強化支援 59 漁港施設の機能保全対策事業 60 農業基盤整備事業 61 空家対策事業 62 村岡地区都市拠点総合整備事業 63 藤沢駅南口391地区市街地再開発事業 64 藤沢駅南口駅前広場及びデッキ再整備事業 65 狭あい道路整備事業 66 無電柱化の推進 67 都市計画道路等の整備 68 トンネル等道路施設の安全確保 69 橋りょう耐震化事業 70 下水道管路の耐震化 71 浄化センター・ポンプ場の耐震化・耐津波化 72 危険物施設等の安全対策・建物の火災予防対策 73 消防法令に基づく、火災予防指導事業 74 消防水利管理事業
柱 10	迅速な復旧・復興 対応するリスクシナリオ ⑤⑦⑧⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱ ⑲⑳㉑㉒	75 災害時応援協定の促進と受援体制の構築 76 災害復興基金の活用 77 防災協力農地の確保 78 復興まちづくりの事前準備 79 応急仮設住宅の設置計画の推進 80 地籍調査事業

第3章 リスクに対応する施策の展開

本市の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」22項目を回避するため、それぞれの「施策」ごとに主な推進方法及び実施事業を整理します。また、施策の達成度合いを把握するため、必要に応じて指標等を定めて、計画終了時の目標値（改定後の4年間で達成すべき数値等）を例示します。※実施事業は、進捗等により増減します。

施策【柱1】防災知識の普及啓発		
主な推進方法	◆平常時の備えや避難先等の災害時に役立つ情報を市民に周知するため、必要な資機材を整備するとともに、時機を捉えた効果的な啓発に取り組む。 ◆災害時の危険箇所を示したハザードマップを作成し、市民の防災意識の向上を図る。 ◆小・中・特別支援学校管理下における児童生徒の安全確保及び防災教育を図る。	
実施事業	01 ふじさわ防災ナビ（小冊子）改定事業（防災政策課） 02 ハザードマップの更新及び増刷（防災政策課） 03 応急手当普及啓発推進事業（救急救命課） 04 学校における防災教育の推進（教育指導課） 等	
指標例	ふじさわ防災ナビ（小冊子）配布数	【目標値】計画の4年間で 58,000冊を配布する

施策【柱2】住宅等の耐震化		
主な推進方法	◆都市の安全性を高めるため、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築）の木造住宅、分譲マンション、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。 ◆市営住宅の耐震化に向け、藤沢市市営住宅等長寿命化計画に基づく工事を着実に進行する。	
実施事業	05 危険ブロック塀等安全対策工事費補助事業（防災政策課） 06 家具転倒防止対策事業（災害対策課） 07 建築物等防災対策事業（住まい暮らし政策課） 08 市営住宅環境整備事業（住まい暮らし政策課） 等	
指標例	危険ブロック塀等安全対策工事補助件数	【目標値】計画の4年間で 52件補助する

施策【柱3】地域防災力の向上		
主な推進方法	◆共助の取組として、避難所の運営支援や救助に当たる地域人材を発掘・育成する。 ◆共助の取組に必要な資機材の購入及び整備に係る費用の一部を助成する。 ◆共助の取組に必要な場所の確保に取り組む。	
実施事業	09 災害時のボランティアの募集（災害対策課） 10 自主防災組織資機材等購入費補助（災害対策課） 11 指定防災井戸設置補助（災害対策課） 12 地震体験車等の訓練での活用（災害対策課） 13 地域防犯活動の推進（防犯交通安全課） 14 近隣・街区公園新設事業（公園課） 15 消防団充実強化推進事業（警防課）等	
指標例	災害時福祉ボランティアの登録者数（累計）	【目標値】令和10年度までに 80人に増やす

施策【柱4】緊急情報の伝達		
主な推進方法	◆市民が緊急情報を取得できるよう、防災ラジオの市民頒布や防災アプリの登録等を推進する。 ◆防災行政無線の設備を適切に維持・管理・運用する。 ◆ホームページやスマートフォンアプリ、SNSなど、多様な情報配信手段を確保し、防災行政無線と連動させる。 ◆災害時に安定的な情報通信環境を確保するため、新たに衛星回線を導入する等、多様な情報通信手段を整備する。	
実施事業	16 緊急情報取得手段の普及啓発（防災政策課） 17 情報配信設備等整備（防災政策課） 18 インフラ損傷時を想定した通信回線の確保（防災政策課） 19 SNS緊急速報情報サービスの運用（災害対策課） 20 消防通信指令体制の強化（警防課）等	
指標例	防災ラジオの市民頒布数（累計） ハザードンの登録者数（累計）	【目標値】令和10年度までに 20,000台、15,000人に増やす

施策【柱5】避難対策の強化		
主な推進方法	◆災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者をはじめ、要配慮者等の安全を確保するため、避難支援体制を整備する。 ◆災害時の避難施設における混乱を防止するため、地域特性に応じたマニュアルに基づき、避難所を運営できるよう会議・訓練を開催する。 ◆要配慮者が利用する施設や設備等の整備と防災・減災対策等を推進する。	
実施事業	21 個別避難計画の作成（災害対策課） 22 避難所等の環境改善（災害対策課） 23 高齢者施設等防災・減災対策推進事業（介護保険課） 24 藤沢市立地適正化計画による安全・安心な居住環境づくりの推進（都市計画課） 等	
指標例	個別避難計画の作成件数（累計）	【目標値】令和10年度までに 7,700件に増やす

施策【柱6】防災資機材の増強		
主な推進方法	◆避難者（避難所外避難者を含む）や帰宅困難者が避難生活を送ることができるよう、神奈川県地震被害調査に基づき想定される避難者数分の備蓄資機材及びそれを格納する防災倉庫を整備する。特に、交通遮断が懸念される江の島における防災備蓄倉庫の整備を急いで進める。	
実施事業	25 防災備蓄資機材の充実（防災政策課） 26 マンホールトイレの整備（防災政策課） 27 災害対策用ろ水機点検修繕（防災政策課） 28 耐震性飲料用貯水槽整備事業（防災政策課） 29 防災備蓄倉庫の整備（防災政策課） 30 大規模震災及び特殊災害対策強化事業（警防課） 31 消防救助資機材等整備事業（警防課） 32 消防無線等管理事業（警防課） 33 消防自動車等整備事業（警防課） 等	
指標例	避難所避難者の毛布・食料・トイレ処理袋等の備蓄率	【目標値】令和10年度も 100%を維持する

施策【柱7】自然災害（津波、風水害）への備え		
主な推進方法	◆津波からの避難場所となる施設の整備を行う民間事業者等にその費用の一部を助成する。 ◆風水害による浸水被害を軽減するよう河川、山林等の改修を進める。	
実施事業	34 津波避難施設の整備（防災政策課） 35 急傾斜地防災事業（防災政策課） 36 公園改修事業（法面对策）（公園課） 37 市有山林の法面对策事業（みどり保全課） 38 健康と文化の森地区浸水対策事業（西北部総合整備事務所） 39 一色川の河川改修事業（河川水路課） 40 浸水対策施設整備及び被害最小化に向けた取組（下水道計画業務課・下水道施設課）等	
指標例	津波避難施設整備事業費補助事業実施件数	【目標値】計画の4年間で 4件補助する

施策【柱8】拠点施設の再整備		
主な推進方法	◆防災上の位置付けがある市の公共施設について、公共施設再整備基本方針に基づき、防災機能の強化を検討しながら再整備を進める。	
実施事業	41 防災広場及び備蓄拠点整備事業（防災政策課） 42 生活・文化拠点再整備事業（企画政策課） 43 片瀬山市民の家再整備事業（市民自治推進課） 44 鵜沼市民センター等再整備事業（鵜沼市民センター） 45 村岡公民館の再整備（村岡市民センター） 46 消防庁舎等の整備（消防総務課） 47 消防庁舎等の維持管理（消防総務課） 48 学校施設維持保全事業（学校施設課） 49 学校施設再整備事業（学校施設課） 50 学校施設環境整備事業（学校施設課） 51 鵜沼中学校再整備事業（学校施設課） 52 辻堂小学校再整備事業（学校施設課）等	
指標例	防災広場又は備蓄拠点倉庫の新規整備箇所数	【目標値】計画の4年間で 1箇所を整備する

施策【柱9】防災都市づくり		
主な推進方法	◆都市機能（インフラ）が維持できるよう、公共財の防災機能強化を図る。 ◆民間事業者の防災機能強化を支援する。	
実施事業	53 帰宅困難者対策（災害対策課） 54 文化財の保護（郷土歴史課） 55 保育所等整備事業（子ども総務課・保育課） 56 一般廃棄物処理施設整備事業（環境施設課） 57 環境事業センター災害廃棄物収集事業（環境事業センター） 58 商工会議所との協働により実施する事業継続力強化支援（産業労働課） 59 漁港施設の機能保全対策事業（農業水産課） 60 農業基盤整備事業（農業水産課） 61 空家対策事業（住まい暮らし政策課） 62 村岡地区都市拠点総合整備事業（都市整備課） 63 藤沢駅南口391地区市街地再開発事業（藤沢駅周辺地区整備担当） 64 藤沢駅南口駅前広場及びデッキ再整備事業（藤沢駅周辺地区整備担当） 65 狭あい道路整備事業（道路管理課） 66 無電柱化の推進（道路整備課） 67 都市計画道路等の整備（道路整備課） 68 トンネル等道路施設の安全確保（道路維持課） 69 橋りょう耐震化事業（道路維持課） 70 下水道管路の耐震化（下水道管路課） 71 浄化センター・ポンプ場の耐震化・耐津波化（下水道施設課） 72 危険物施設等の安全対策・建物の火災予防対策（予防課） 73 消防法令に基づく、火災予防指導事業（査察指導課） 74 消防水利管理事業（警防課） 等	
指標例	帰宅困難者対策に係る意見交換を行う関係機関の数	【目標値】毎年度 5機関以上と意見交換する

施策【柱10】迅速な復旧・復興		
主な推進方法	◆災害時の迅速な応急復旧に向け、円滑に人的・物的資源を確保するため、多様な主体とのマルチなパートナーシップによる防災協力体制を強化する。 ◆復旧・復興に必要な資機材の円滑な調達に向けた事前準備を進める。 ◆復興計画の早急な策定等が可能となるよう、復興事前準備に取り組む。	
実施事業	75 災害時応援協定の促進と受援体制の構築（防災政策課） 76 災害復興基金の活用（防災政策課） 77 防災協力農地の確保（農業水産課） 78 復興まちづくりの事前準備（都市計画課） 79 応急仮設住宅の設置計画の推進（住まい暮らし政策課） 80 地籍調査事業（道路管理課） 等	
指標例	実効性のある災害時応援協定の維持（累計）	【目標値】令和10年度も 100件以上を維持する

第4章 推進体制及び進捗管理

第1節 推進体制

本市の強靱化に向けた取組に当たっては、全庁横断的な体制の下、一丸となり推進していく必要があることから、藤沢市国土強靱化地域計画推進会議及びワーキンググループ（作業部会）を設置し、本計画の改定及び推進に係る重要事項に関すること、本計画の市民周知に関すること等を検討していきます。また、国、県及び関係団体等との連携・協働を進めることが非常に重要であるため、平時から様々な取組を通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の実施に努めることとします。

第2節 進捗管理

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するため、本計画に定める施策の推進に向けて、施策に位置付けた実施事業を防災・減災実施事業として一覧化し、推進方法、指標及び目標値の確認・検証や、定期的に更新する等の進捗管理を行います。

また、事業の進捗状況や各種取組結果などを踏まえ、所管部局が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保などを行っていくものとします。

2025 年（令和 7 年）3 月 28 日発行

藤沢市国土強靱化地域計画

発 行：藤沢市

編 集：藤沢市 防災安全部 防災政策課
